



国土入企第28号

平成27年1月30日

日本行政書士会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



## 適正な価格による工事発注について

本日、平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）を決定・公表しました。これは、公共事業の積算に用いる労務費の単価であり、約16万人の技能労働者の賃金実態調査に基づいて、原則毎年度、各都道府県・51種ごとに決定しているもので、新労務単価は、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で4.2%、被災三県の平均では6.3%の上昇となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で28.5%、被災三県の平均では39.4%の上昇となります。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、著しい低価格による受注が増加し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者は大きく減少しています。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、このままでは、施工に必要な技能労働者の不足が一層激しくなり、近い将来、建設工事の円滑な施工に支障を生じるとともに、工事の品質にも影響が及ぶおそれがあります。

また、公共事業に関しては、平成26年6月4日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、建設業法（昭和24年法律第100号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保が基本理念として追加されたところです。

工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保については、公共工事又は民間発注工事を問わず建設産業を巡る共通の課題であり、現在の労務費の上昇は、上記の通り、低価格受注のしわ寄せで著しく下落した技能労働者の賃金が回復しつつあること等によるものであるところ、工事の品質確保及び将来にわたる担い手確保のためには、適正な水準の賃金が発注価額に適切に織り込まれることが必要です。